

OSS License Checked! Orchestrating a brighter world NEC

オープンソースの「奇」を伝える
オープンソースカンファレンス
2019 Tokyo/Fall

OSSライセンスを正しく理解するための本
第3章 OSSライセンスの都市伝説

2019年11月23日
NEC OSS推進センター・姉崎卓博

Orchestrating a brighter world

未来に向かい、人が生きる、豊かに生きるために欠かせないもの、それは「安全」「安心」「効率」「公平」という価値が実現された社会です。

NECは、ネットワーク技術とコンピューティング技術をあわせ持つ類のないインテグレーションとしてリーダーシップを発揮し、卓越した技術とさまざまな知見やアイデアを融合することで、世界の国々や地域の人々と協業しながら、明るく希望に満ちた暮らしと社会を実現し、未来につなげていきます。

サブタイトルをタイトルにしました
『オープンソースソフトウェアを上手に活用する方法』
だったけど
副題の方が趣旨にあっているので
『OSSライセンスを正しく理解するための本』
にしました。
https://jpn.nec.com/oss/ossic/article.html
#article08

目次 赤字変更部分

第1章 OSSの初歩 5/27公開

第2章 OSSライセンスの概要 6/27公開

第3章 OSSライセンスの都市伝説 11/5公開

第4章 OSSを使ったビジネスで気をつけること

第5章 トラブル回避のための基本的な施策案

第6章 コンサル事例

第7章 余談：著作権法とNEC創立の関係

OSSライセンスの都市伝説とは？
怪奇現象ではないが、インターネット上や雑誌などの誤った記事は単なる誤解と当初思っていたが、そんな一時的なものではなく、多くの人に、まことしやかに語られ定着してしまっているため、「都市伝説」と呼ぶことにした。「迷信」でもよいかもしれない。

- 第3章の小見出し
- 3.1 ソフトウェアライセンスの一種という都市伝説
 - 3.2 GPLが契約という都市伝説
 - 3.3 GPLは契約ではないと一切述べていないという事実誤認
 - 3.4 GPL Enforcementを命題とする誤解
 - 3.5 何の制約もない自由という誤解
 - 3.6 IPAの報告書がバイブルという誤解
 - 3.7 GPLは契約という誤解から生まれた誤解

世界中で言われている「GPLは契約。守らなければならないルール」でち。

「小売りも売買取引」とか言って、「商品を持ち出したら、代金の支払い義務が発生する」というルールではないですよ。

登場人物(ネズミ)ご紹介

ミカ
種別 モルモット (書物)
生年月日 2007-2011
得意技 9/10/3/10
好きな物 いちごかんづき (食卓の隅に)
性格 温順、フレンドリー

しらたま
種別 シェンガロフグリスカウ (書物)
生年月日 1999-2001
得意技 45グラム
好きな物 ひんまき(おまんこ) (ひんまき(おまんこ))
性格 かしこい、読書家風

OSSライセンスは、ソフトウェアライセンスの一種か？ (1/3)
自動車のライセンスと言えば、「運転免許」を思い浮かべないか？
ソフトウェアのライセンスと言えば、「プログラム使用許諾契約書」だろ。

OSSライセンスは、ソフトウェアライセンスの一種か？ (2/3)
OSSライセンスをソフトウェアライセンスの一種
という
「自由を保証するプログラム使用許諾契約書」とか思っていないか？

OSSライセンスは、ソフトウェアライセンスの一種か？ (3/3)
それって、「ディーラー免許は、自動車販売もできる運転免許」と言っているのと同じで
おかしい。

ソフトウェアライセンスとOSSライセンスの主な違い

	ソフトウェアライセンス	OSSライセンス
(1)主な許諾内容が違	使用の許諾	(著作権法上の)利用の許諾
(2)主な許諾形式が違	契約 (双方の合意)	ライセンス (一方的な許諾)
(3)主な許諾対象が違	プログラム製品 (PP)	(プログラムの)著作物

ソフトウェアライセンスとOSSライセンスは主な許諾対象が違

SW/HW製品
ソフトウェアライセンス1
対象範囲

SW/HW製品
プログラム1 対象範囲 (OSS)ライセンス1
プログラム2 対象範囲 (OSS)ライセンス2
画像3 対象範囲 ライセンス3

製品の中の個々の著作物を確認しなければならないところが面倒ではあるが、他人の著作権を行使させてもらうのであるから、製品単位に十把一絡げにライセンスを管理し、個々の著作物のライセンスを無視するような対応をしてはならない。

「GPLは契約である」という解釈の弊害
「義務を粛々と履行すれば良い」
「ソース開示を製品出荷後に、求められれば実施する」
同じ論理 万引きでしょ
「商品持ち出し後に、求められれば支払いする」
⇒万引きのような著作権侵害へ誘導してしまっている

なぜ「GPLは契約である」と解釈するのか
債権回収の強制執行したかったらしい。
訴えられなければ、GPLに従うものか、と言われ裁判所命令を勝ち取って、GPLを強制しようとする。
そういう、SFCCの活動を支援するため契約と解釈
OSSの著作権者ではない
結果、OSSコミュニティがつぶれては本末転倒
Linus Torvalds氏は、こんな支援は『害毒』と

詳しくは

『OSSライセンスを正しく理解するための本』で検索！

OSSライセンスを正しく理解するための本



記事情報: OSSライセンス コンサルティング | NEC

<https://jpn.nec.com/oss/osslic/article>

2010/06/18 - 『OSSライセンスを正しく理解するための本』; 第8回著作権・著作権保護論文 (作入道) 追記連載「OSSライセンスで条件を指定する権利はどこからくるのか?」 @ITで連載「企業技術者のためのOSSライセンス入門」; OBCiメールマガジン特別 ...

『OSSライセンスを正しく理解するための本』

(2019/11/05 サブタイトルをタイトルに変更しました。
旧タイトル『オープンソースソフトウェアを上手に活用する方法』)

表紙・まえがき・目次・序章 OSSの普及と問題点 - 第1章 OSSの初歩 P1-30 (2019/9/27)
第2章 OSSライセンスの概要 P31-57 (2019/6/27 - 7/2019/3月号修正「メモリ」→「メモリー」)
第3章 OSSライセンスの歴史 P58-81 (2019/11/5)



<https://jpn.nec.com/oss/osslic/article.html#article08>